

農地における除塩対策について

◇除塩対策の作業手順

- ①排水条件の改善: 農地表面の湛水や耕作土中の過剰な水分を排除し、作業機械の走行性を確保するため、水切溝の設置、排水路の掘り下げ。
- ②石灰等の投入: 土壌中の塩分濃度や除塩後の営農計画を勘案し、石灰系土壌改良材を施用。
- ③耕起・砕土: NaイオンとCaイオンの置換反応と地下水排除促進のため、耕起・砕土し土壌改良材を混合。弾丸暗渠等を併せて施工。
- ④塩分の洗い流し: 土壌中の塩分の排出状況に応じて、湛水、排水作業の繰り返し。

作業手順の事例

①海水浸入による塩害農地



②仮排水路・水切溝の設置



③石灰系土壌改良資材の投入



弾丸暗渠



反転耕起



⑦完了・営農開始

⑥湛水除塩

⑤反転耕起・砕土

④弾丸暗渠の施工

- 6月15日現在、宮城県において津波により排水路に堆積したガレキを撤去したことにより、94%の水路で排水機能が回復。
- また、6月16日現在、津波被害主要3県の各市町村における農地の災害廃棄物（がれき）処理は、福島原発付近の一部市町を除き順次実施中。

水路のがれき除去実施状況

【名取川地区】
8路線、総延長 25,000m
がれき除去量
(計画)27,600m³
(実施済)27,000m³

【定川地区】
4路線、総延長7,175m
がれき除去量
(計画)1,700m³
(実施済)1,700m³

【3地区計】
26路線、総延長60,175m
がれき除去量
(計画)50,500m³
(実施済)47,400m³
進捗率 94%

【亘理・山元地区】
14路線、総延長 28,000m
がれき除去量
(計画)21,200m³
(実施済)18,700m³

がれき撤去状況(名取川地区)

農地のがれき処理実施状況

国土地理院承認 平14総複 第149号

